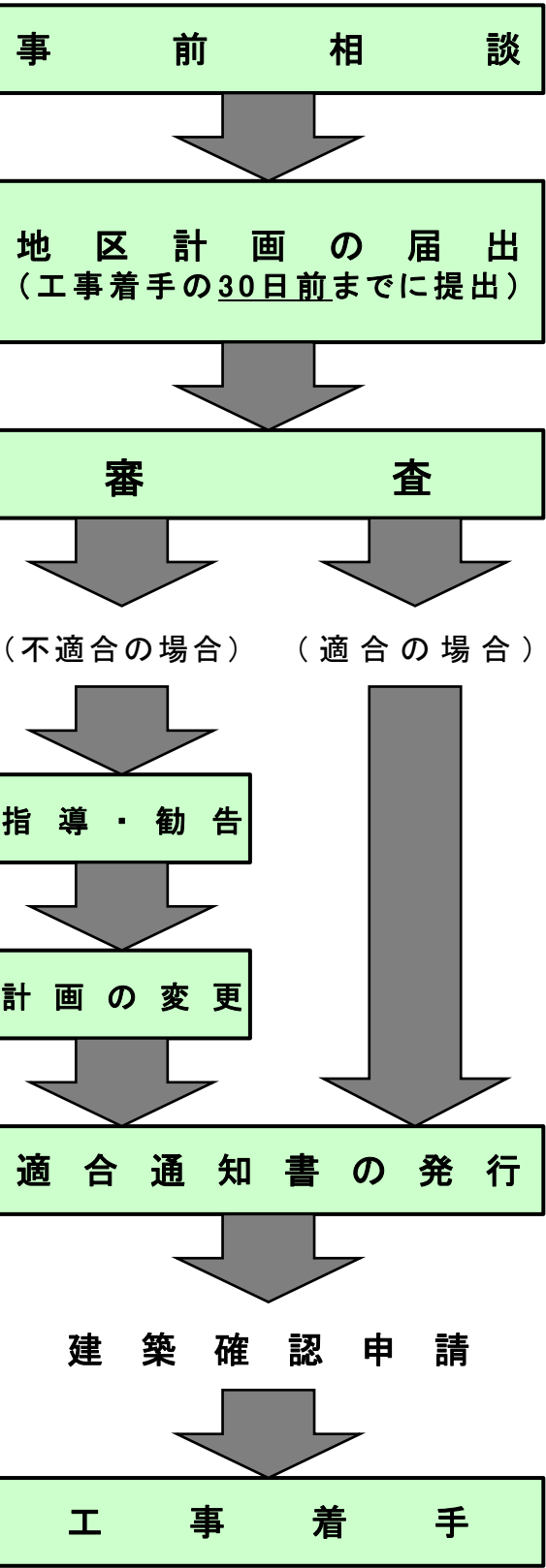


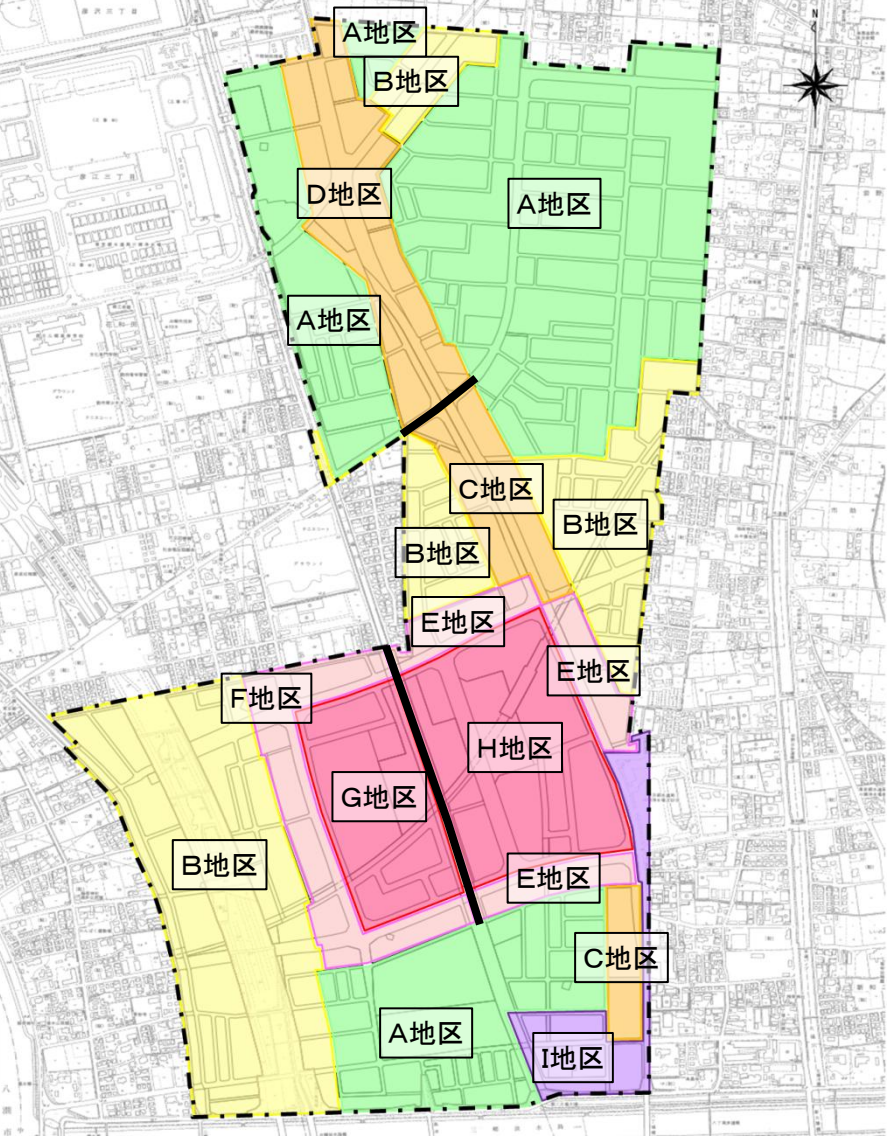
地区計画の届出が必要な行為

- 1 土地の区画形質の変更
- 2 建築物の建築又は工作物の建設
- 3 建築物等の用途の変更
- 4 建築物等の形態又は意匠の変更

届出の手続き
計画の届出から工事着手までの流れ



三郷中央地区 地区計画 地区区分図
(地区をA～I地区に分類)



地区の方針

A地区	中高層住宅を含む利便性の高い良好な住宅を誘導する地区	E地区	三郷中央駅周辺にあつて日用店舗などの土地利用を進める地区
B地区	つくばエクスプレスや東京外かく環状道路沿いにあつて、複合的な市街地を誘導する地区	F地区	三郷中央駅周辺にあつて日用店舗などの土地利用を進める地区
C地区	幹線道路沿道にあつて、自動車利用型の土地利用を重点的に進める地区	G地区	まちのシンボルとなる都市拠点として商業・業務の集積を図る地区
D地区	幹線道路沿道にあつて、自動車利用型の土地利用を重点的に進める地区	H地区	まちのシンボルとなる都市拠点として商業・業務の集積を図る地区
		I地区	操業環境が充実した流通工業地の形成を図る地区

地区計画に関するご相談・お問い合わせ
三郷市 まちづくり推進部 都市デザイン課
〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648番地1 Tel 048-930-7740
<http://www.city.misato.lg.jp/4536.htm>

みんなですすめるまちづくり
三郷中央地区の地区計画



三郷中央地区は、市の中心市街地としてつくばエクスプレスのアクセス性を活かし、ふれあいとにぎわいをつくりだす多様な高次都市機能の集積を図り、魅力ある景観形成を通じて、多くの市民に親しまれるまちづくりを目指します。

地区計画とは

まちづくりに関するルールとしては、建築基準法における用途地域等の【全国一律のルール】があります。地区計画は、地区の特性に応じてふさわしい良好な環境の市街地を作るために、地区のみんなで守っていく【地区独自のルール】を都市計画で定めたものです。

地区計画の構成

「地区計画の方針」と「地区整備計画」の2つから成り立っています。

- 地区の方針** 地区のまちづくりの全体構想を定めています。
- 地区整備計画** 地区独自のルールの具体的な内容を定めたものです。

地区整備計画の目的

三郷中央地区では次のルールを定めています。

- ①建築物等の用途の制限
建築物の使い方を制限し、用途の混在による市街地環境の悪化を防止します。
- ②建築物の敷地面積の最低限度
敷地の狭小化による市街地環境の悪化を防止します。
- ③敷地土留めの高さの最高限度
高い地盤面による日照等の居住環境の悪化を防止します。
- ④壁面の位置の制限
道路や隣地への圧迫感をやわらげ、良好な外部空間をつくります。
- ⑤建築物等の形態又は意匠の制限
周囲の景観と調和した、まとまりのある街並みをつくります。
- ⑥垣又はさくの構造の制限
緑ゆたかでうるおいのある街並みや災害に強い安全なまちづくりを目指します。

